

第 19 回豊見城ハーリー大会

企画提案募集要項

1 名称

第 19 回豊見城ハーリー大会

2 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日まで

3 開催目的

沖縄の代表的な伝統行事「ハーリー」(爬龍船競漕)の発祥地は豊見城であり、琉球王府の歴史書「球陽」によると、約 600 年前に豊見城城主「汪応祖(わんおうそ)」が中国留学時に見た龍船(ハーリー)を造り漫湖で船遊びをしたことであると記述されています。

豊見城市の貴重な地域資源として発展継承と観光振興を図ることを目的とし第 19 回豊見城ハーリー大会を開催します。

4 提案内容について

別添「委託仕様書」のとおり

5 委託予算

2,500,000 円(税込)

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者を対象とする

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当する者でないこと
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けてないこと
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること
- (5) 豊見城市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者でないこと
- (6) 租税を滞納していないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと

- (8) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ正副2名以上の担当者を割り当て、十分な人員体制がとれること
- (9) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等が無いこと
- (10) 共同体（コンソーシアム）での参加も可能とする。（その場合、構成員すべてが上記(1)～(7)及び(9)の要件を満たすこと）

7 提出書類

以下の事項について資料を提出すること（正1部、副5部）。なお、提案書の様式はA4判とする

- (1) 会社概要
- (2) 直近5年間における同等規模以上の事業受注実績書（受託額、事業内容明記）
- (3) イベント企画書（プログラム及びイベント進行については前回豊見城ハーリー大会資料を参照して企画提案すること）
- (4) 会場及びステージ設営・運営に関する書類（配置図、設備一覧）
- (5) 概算見積書（制作費、設備費、広告費、運営費等を詳細な費目に分け作成すること）
- (6) 共同体（コンソーシアム）での参加も可能とする（その場合は構成員すべてが上記(1)(2)を提出すること）
- (7) 企画提案にあたっては、次の点に留意して作成すること
 - ア 仕様書の内容を踏まえること
 - イ 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること
 - ウ 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とすること

8 企画提案書提出期間及び提出先

令和8年4月6日（月）から4月24日（金）17：00まで
一般社団法人豊見城市観光協会
豊見城市字豊崎1番地1162（豊見城市観光プラザていぐま館内）

9 質問受付及び回答について

- (1) 質問受付 令和8年4月6日（月）から4月13日（月）15：00まで
※質問は任意様式にてメール若しくはFAX送信し、送信後は電話にて受信確認すること
- (2) 受付先 一般社団法人豊見城市観光協会（担当：赤嶺）
TEL:098-856-8766 FAX:098-851-8830
Mail : haarii@tomigusuku-okinawa.jp
- (3) 回答 令和8年4月17日（金）17：00までに観光協会HPにて掲載

10 選考方法

(1) 第一次審査（資格審査等）

応募のあった者について、上記 6 に定める応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書類審査を行う。審査結果は、選定された者に対しては第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては結果のみを文書により通知する

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションにおける留意事項は以下のとおりとする

ア 審査会場への入場者は 4 名以内とする

イ 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない

ウ プレゼンテーションは、令和 8 年 5 月 7 日（木）を予定

プレゼンテーションを行う場所・時間帯については後日連絡する

※プロジェクター等の使用に関しては企画提案書提出時に申し出ること

11 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、審査に参加する経費等、企画提案に要する経費はすべて応募者の負担とする

(2) 提出書類等は返却しない

(3) 提出された提案書、審査内容及び経過等については公表しない

(4) 委託予定事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する

(5) 審査内容についての問い合わせには一切応じない

(6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本要項に違反すると認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

オ その他事務局があらかじめ指示した事項に違反した場合